

# 保育料（利用者負担(上限)額）算定における

## 激変緩和措置の取扱いについて

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度における保育料の算定基礎となる保護者の市民税所得割額については、平成 26 年度までの幼稚園就園奨励費（保育料補助金）の算定に用いられていた年少扶養控除及び特定年少扶養控除（以下、「年少扶養控除等」という）のみなし適用が行われず、年少扶養人数 2 名を基準とした中立的な所得階層の算定となっております。

そのため、子どもが 3 人以上いる多子世帯について、年少扶養控除等のみなし適用廃止により大きく影響を受けていることから、本市においては年少扶養控除等をみなし適用する激変緩和措置を行うことといたしました。

**目的：**保育料の負担が増額となる子ども 3 人以上の多子世帯への激変緩和

**対象者：**以下の 2 つの条件すべてに当てはまる世帯

- 平成 27 年 9 月 1 日付で園に在籍している児童がいる世帯  
（ただし、平成 27 年 8 月 31 日以前から入園している児童のいる世帯）
- 19 歳未満の世帯員が 3 人以上いる世帯（平成 27 年 1 月 1 日現在の世帯状況）

**期間：**入園月（平成 27 年 4 月以降）～平成 29 年 8 月

### 1. 保育料の激変緩和措置の方法について

19 歳未満の世帯員のうち、**3 人目以降の年少扶養控除**（対象：16 歳未満）及び**特定扶養控除**（対象：16～18 歳）をみなし適用し、再計算した所得割額で、階層の再判定を行います。再判定の結果、階層が下がり保育料が**減額となる場合**、すでに納付済みの保育料との差額については還付いたします。

【子ども 3 人世帯で影響をうけるモデル】

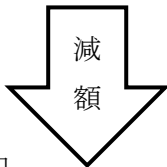
- 平成 27 年度所得割額 230,050 円
- 世帯に小学 1～3 年生はいない
- 子ども 2 名が新制度に移行した幼稚園利用

(激変緩和措置なしの場合)

所得割額 230,050 円  
平成 27 年 9 月保育料 **29,850 円 (e 階層)**

(激変緩和措置ありの場合)

再計算後の所得割額 210,250 円  
平成 27 年 9 月保育料 **22,050 円 (d 階層)**



平成 27 年度保育料基準額表  
(小学 1～3 年生の兄弟のいない世帯で 2 人以上通園の例)

		市民税額及び階層区分	保育料月額
a		生活保護法による被保護世帯	0
b		市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割額が非課税の世帯	4,500
c	市町村民税所得割	77,100円以下	15,450
d		77,101円以上 211,200円以下	22,050
e		211,201円以上	29,850

年少扶養控除等のみなし適用により、7,800 円の負担減

## 【激変緩和措置による年少扶養控除等のみなし適用イメージ】

激変緩和措置前

H27		H28		H29	
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分
平成26年度市町村民税 (H25.1.1～H25.12.31収入分)	平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)	平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)	平成28年度市町村民税 (H27.1.1～H27.12.31収入分)	平成28年度市町村民税 (H27.1.1～H27.12.31収入分)	平成29年度市町村民税 (H28.1.1～H28.12.31収入分)

平成 29 年 8 月まで

激変緩和措置後

H27		H28		H29	
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分
平成26年度市町村民税 (H25.1.1～H25.12.31収入分)	平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)	平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)	平成28年度市町村民税 (H27.1.1～H27.12.31収入分)	平成28年度市町村民税 (H27.1.1～H27.12.31収入分)	平成29年度市町村民税 (H28.1.1～H28.12.31収入分)
年少扶養控除のみなし適用					

### 【年少扶養控除等について】

年少扶養親族（0歳～15歳まで）を対象として、一定の所得控除（子どもが多いほど、税額が低くなる）が認められていましたが、子ども手当の創設に伴い、平成22年度税制改正において、廃止となっています。これに伴い所得税や市民税における年少扶養控除及び特定扶養控除が廃止されましたが、平成26年度まで国において、保育料の負担に影響が生じることのないよう、年少扶養控除等が適用されるものとみなして、税額の再計算を行い保育料の決定を行うこととしておりました。

## 2. 激変緩和措置の通知と還付について

激変緩和措置により、保育料が減額となる世帯については、別途、保護者宛てに激変緩和措置後の保育料の通知書をお送りさせていただく予定です。

また、減額となった世帯における納付済みの保育料と激変緩和措置後の保育料の差額については、通知書を送付後、順次返還させていただきますが、返還方法等につきましては、現在詳細を詰めておりますので、後日お知らせいたします。

## 3. お問い合わせ先\*

子ども未来局施設運営課保育料担当係	(南1東1)	211-2987		
中央保健センター	(南3西11)	511-7224	豊平保健センター	(平岸6-10) 822-2473
北保健センター	(北25西6)	757-2563	清田保健センター	(平岡1-1) 889-2051
東保健センター	(北10東7)	711-3214	南保健センター	(真駒内幸町1) 522-5780
白石保健センター	(本郷通3北)	861-0336	西保健センター	(琴似2-7) 621-4242
厚別保健センター	(厚別中央1-5)	895-2499	手稲保健センター	(前田1-11) 681-1211

※ 受付時間：平日（土曜・日曜・祝日を除く）午前8時45分から午後5時15分まで